

原議保存期間10年
(平成27年12月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察庁丁交指発第181号
平成17年11月14日
警察庁交通局交通指導課長

各管区警察局広域調整部長

車検拒否制度の運用について

標記の件については、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について」(平成17年3月22日付け警察庁丙交指発第14号等)第2の4において示されたとおりであるが、その具体的方法について下記のとおり定めるので、事務処理上、遺憾のないようにされたい。

なお、本文書の写しは、国土交通省、軽自動車検査協会、社団法人日本自動車整備振興会連合会及び社団法人日本自動車販売協会連合会に参考配付することとしていることを申し添える。

記

1 車検拒否制度の運用の全体像

車検拒否制度の運用の全体像は、以下のとおりであるので、各都道府県警察においてはこれを踏まえ、下記2から6までの措置を講ずること。

(1) 国土交通省等に対する通知

警察庁では、放置駐車違反管理システムを介して都道府県警察から報告を受けた放置違反金等の督促等に係る事項に基づき、改正道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象者(車)に関する事項を情報通信回線を通じて国土交通省又は軽自動車検査協会(以下「国土交通省等」という。)に通知する。また、通知に係る自動車使用者について、放置違反金納付命令が取り消された場合及び放置違反金の滞納が解消された場合も同様に国土交通省等に通知する。

これらの通知を受けた国土交通省等においては、継続検査又は構造等変更検査(以下「継続検査等」という。)を行う際に当該事務を担当する国土交通省の運輸支局等又は軽自動車検査協会の事務所(以下「車検場」という。)の職員が自動車検査・登録業務用の情報通信システムを介して警察庁からの通知事項を参照し、自動車検査証の返付の可否を判断することとなる。

(2) 放置違反金滞納情報照会への対応

車検拒否制度を円滑に運用するためには、自動車使用者に対して当該自動車について自動車検査証の返付拒否の対象となるか否か等を確実に周知させることが重要である。このため、弁明通知、放置違反金納付命令及び督促の各機会をとらえて、放置違反金等を納付しない場合は、自動車検査証の返付拒否の対象となる旨を教示することとしているが、これらの措置に加え、自動車使用者本人又はその代理人から、特定の自動車及びその使用者が改正道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か等の照会(以下「放置違反金滞納情報照会」という。)がなされた場合は、下記2(1)により対応すること。

また、多数の継続検査等の受検手続きが自動車整備事業者によって代行されており、同項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっている自動車について、そのことを知らない自動車整備事業者が当該自動車の継続検査等の受検手続きを代行した場合における自動車使用者との間のト

ラブル等を防止する必要があることを踏まえ、自動車整備事業者からの放置違反金滞納情報照会については、下記 2 (2) の方法により対応すること。

(3) 自動車使用者等に対する納付書の再発行

車検拒否制度の効果的な運用を図る上では、継続検査等を受検しようとする自動車使用者等による放置違反金等の納付が簡便に行われるようにする必要があり、そのためには、できるだけ多くの機会に放置違反金等の納付書の発行を受けられるようにすることが重要である。このため、納付書については、放置違反金納付命令書及び督促状の送達時に発行するほか、納付書を紛失した者や自動車使用者に代わって放置違反金等を納付しようとする者等のために下記 3 により再発行すること。

(4) 放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付

都道府県公安委員会から放置違反金等の督促を受けた自動車使用者は、改正道路交通法第 5 1 条の 7 第 1 項の規定により、継続検査等に際して、放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を提示しなければならないこととされている。このため、領収証書等又は納付・徴収済確認書が下記 4 により、交付されるようにすること。

(5) 車検場における対応

車検場においては、上記 (1) により自動車検査証の返付拒否の対象として通知されている自動車に係る受検申請者については、上記 (4) の書面の提示を確認し、確認されれば、新たな有効期間が記入された自動車検査証が返付される (自動車検査証が更新される) 。

これに対して、当該書面の提示がないときは、改正道路交通法第 5 1 条の 7 第 2 項の規定により、自動車検査証の返付が拒否されることとなる。具体的には、新たな有効期間が記入された自動車検査証ではなく、受検申請者から提出された自動車検査証がそのまま更新されずに返付され、これとあわせて、行政手続法 (平成 5 年法律第 8 8 号) 第 8 条第 1 項の規定により、上記の処分の理由を記載した書面が受検申請者に交付されることとなる予定である (国土交通省等で検討中) 。

その際、当該書面とは別に、車検拒否制度の概要、今後自動車使用者等が執るべき措置等を説明するため、警察庁及び都道府県警察の連名で「放置違反金等の滞納により車検証の有効期間を更新できなかつた方へ」 (別添 1) を受検申請者に配付することにより、車検場での混乱防止を図ることとするので、了知されたい。

2 放置違反金滞納情報照会への対応

放置違反金滞納情報照会に対しては、以下の (1) 及び (2) により対応すること。

なお、他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る事項についても回答すること。

(1) 本人又はその代理人からの照会への対応

自動車使用者本人又はその代理人からの放置違反金滞納情報照会に対しては、以下のアからウまでにより適切に対応すること。

ア 受け付け窓口

各都道府県警察の全警察署で照会を受け付けること。

なお、電話、ファックス等による照会は受け付けないこと。

イ 照会

「放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）」（別添２）により照会させること。その際、必要な本人確認を行い、照会者が代理人の場合はあわせて委任状の提示を求めること。

ウ 回答

放置駐車違反管理システムにより、必要事項を調査の上、以下の（ア）又は（イ）により回答すること。

（ア）照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっている場合

「放置違反金滞納情報回答書（本人・代理人用）」（別添３）に必要事項を記載して交付すること。

（イ）照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっていない場合

自動車検査証の返付拒否の対象となっていない旨を口頭で回答すること。

（２）自動車整備事業者からの照会への対応

継続検査等の手続きを代行する自動車整備事業者からの放置違反金滞納情報照会については、警察庁が社団法人日本自動車整備振興会連合会（日整連）に委託して、自動車整備事業者がインターネットにより日整連のホームページを経由して、照会しようとする自動車の番号標の番号を入力・送信すれば、これを自動車検査証の返付拒否の対象となっている自動車の番号標の番号の下一桁を消去したものと照合することにより、当該自動車が自動車検査証の返付拒否の対象となっている可能性があるか否かを回答する制度（以下「インターネット照会制度」という。）を構築することとしている。

しかし、インターネット照会制度による照会の結果、自動車検査証の返付拒否の対象となっている可能性があることが判明した自動車について、より詳細な情報提供を求めるための照会やインターネット照会制度を利用しない自動車整備事業者からの照会が各都道府県警察に対して行われることも予想されるので、以下のア及びイによるほか、各自動車整備振興会（各都道府県に１法人、北海道に７法人。）と協議してこれに適切に対応すること。

なお、自動車整備事業者に係る放置違反金滞納情報照会制度については、「放置違反金滞納情報照会制度の全体像」（別添４）を参照すること。

ア ファックスによる照会

事前に各自動車整備振興会が自動車整備事業者の整備事業場名、代表者氏名、所在地、認証番号、電話番号及びファックス番号が記載されたリストを都道府県警察本部（北海道の各方面本部を含む。以下同じ。）駐車対策担当課に提出し、当該リストに掲載された自動車整備事業者が「放置違反金滞納情報照会書（整備事業者用）兼同意書」（別添５）を警察本部駐車対策担当課が指定した番号に送信することにより照会するので、同意書欄に自動車使用者による自署又は押印があることを確認し、放置駐車違反管理システムによる照会により、必要事項を調査の上、以下の（ア）又は（イ）により、可能な限り迅速に回答すること。

なお、放置違反金滞納情報照会書（整備事業者用）兼同意書の原本は、自動車整備事業者において３年間保管されることとなる。

（ア）照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっている場合

「放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）」（別添６）に

必要事項を記載して照会者にファックス送信すること。

- (イ) 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっていない場合

自動車検査証の返付拒否の対象となっていない旨を電話で回答すること。

イ 警察署の窓口における照会

上記アのリストに掲載された自動車整備事業者が放置違反金滞納情報照会書（整備事業者用）兼同意書を警察署の窓口に掲示して行うので、各都道府県警察の全警察署で照会を受け付け、上記ア（ア）及び（イ）に準じて回答すること。

なお、放置違反金滞納情報照会書（整備事業者用）兼同意書については、その写しを適宜保存すること。放置違反金滞納情報照会書（整備事業者用）兼同意書の原本は、ファックスの場合と同様、自動車整備事業者において3年間保管されることとなる。

3 放置違反金等の納付書の再発行

放置違反金等の納付書の再発行については、以下の（1）及び（2）により行うこと。

なお、再発行手続き等については、都道府県警察のホームページに掲載するなどの方法により、その周知を図ること。

(1) 警察施設の窓口における再発行

警察施設の窓口における納付書の再発行については、以下のア及びイにより行うこと。

ア 再発行場所

少なくとも、各都道府県内に所在する全ての車検場ごとに、当該車検場の所在地を管轄する警察署又は当該車検場に近接するその他の警察施設（警察本部、放置駐車対策センター、反則通告センター等）に納付書の再発行窓口を設置すること。また、各都道府県警察の全警察署で納付書が再発行されることが望ましいため、各都道府県の実情等を踏まえつつ、納付書の再発行窓口の拡大に努めること。

イ 再発行手続き

必要な本人確認を行い、再発行申請者が代理人の場合はあわせて委任状の提示を求め、放置駐車違反管理システムによる調査をした上で、申請に係る納付書を再発行すること。

(2) 郵送による再発行

郵送による納付書の再発行については、以下のア及びイにより行うこと。

ア 再発行場所

警察本部担当課宛ての郵送による再発行申請を受け付けること。

イ 再発行手続き

上記（1）イに準じて再発行すること。

また、本人の現住所を確認できる書類等の同封を求めること。

なお、納付書を返送するのに必要な封筒及び切手の同封を求めても差し支えない。

4 放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付

改正道路交通法第51条の7第1項に規定する放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付については、以下の（1）

及び(2)により行われるようにすること。

また、放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付手続き等については、各都道府県警察のホームページに掲載するなどの方法により、その周知を図ること。

(1) 領収証書等の交付

自動車の使用者が指定金融機関等の窓口で放置違反金等を納付した際、納付書に添付されている領収証書等が交付されるように措置し、当該領収証書等をもって放置違反金等を納付したことを証する書面とすること。

なお、領収証書等には、必ず、当該領収証書等に係る放置駐車違反の違反番号をあらかじめ記載しておくこと。

(2) 納付・徴収済確認書の交付

滞納処分により放置違反金等の全額を徴収した場合は、当該放置違反金等に係る自動車の使用者に「納付・徴収済確認書」(別添7)を交付すること。納付・徴収済確認書には、必ず、警察署長又は警察本部の所属長の公印を押印すること。

これに加え、放置違反金等を納付した者が領収証書等を紛失した場合等には、自動車使用者からの「納付・徴収済確認書交付申請書」(別添8)による申請に応じ、以下のア及びイにより、納付・徴収済確認書を交付すること。

ア 警察施設の窓口における交付

警察施設の窓口における納付・徴収済確認書の交付については、以下の(ア)及び(イ)により行うこと。

(ア) 交付場所

各都道府県警察の全警察署で交付すること。

(イ) 交付手続き

必要な本人確認を行い、交付申請者が代理人の場合はあわせて委任状の提示を求め、放置駐車違反管理システムによる調査をした上で、申請に係る納付・徴収済確認書を交付すること。

なお、他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る納付・徴収済確認書は交付しないこと。

イ 郵送による交付

郵送による納付・徴収済確認書の交付については、以下の(ア)及び(イ)により行うこと。

(ア) 交付場所

警察本部担当課宛での郵送による交付申請を受け付けること。

(イ) 交付手続き

上記ア(イ)に準じて交付すること。

また、本人の現住所を確認できる書類等の同封を求めること。なお、納付・徴収済確認書を返送するのに必要な封筒及び切手の同封を求めても差し支えない。

5 車検拒否制度の施行に関する問い合わせ等への対応

上記2(2)アによる自動車整備事業者からの放置違反金滞納情報照会及び自動車使用者、自動車整備事業者、車検場の職員等からの車検拒否制度の施行に関する問い合わせに対しては、都道府県警察本部に「車検拒否制度対応窓口」を設置して、統一かつ適切に対応すること。

各都道府県警察の車検拒否制度対応窓口については、各自動車整備振興会に対して周知を図るように努めること。

なお、「放置違反金等の滞納により車検証の有効期間を更新できなかった方へ」の裏面には、各都道府県警察の車検拒否制度対応窓口の郵便番号、所在地、所属、電話番号、ファックス番号及び受付曜日・時間帯の一覧表を掲載することとするので、了知されたい。

6 広報活動

広く自動車使用者に車検拒否制度の周知を図るため、警察庁においては、平成17年度中に本制度の広報用ポスター及びチラシを全国の車検場、自動車整備事業者等に配付する予定であるが、各都道府県警察においてもポスター、チラシの配布等の積極的な広報活動に努めること。

7 報告

(1) 放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の様式の報告

上記4(1)の領収証書等については、各都道府県警察の様式例を警察庁において取りまとめ、国土交通省及び軽自動車検査協会を通じて全国の車検場に対する周知を図ることとするので、平成18年1月31日までに本件担当者あてに郵送されたい。

(2) 車検拒否制度対応窓口の報告

上記5の各都道府県警察の車検拒否制度対応窓口については、郵便番号、所在地、所属、電話番号(内線を含む。)、ファックス番号及び受付曜日・時間帯等を平成18年1月31日までに本件担当者あてに回答されたい。

放置違反金等の滞納により車検証の有効期間を更新できなかった方へ

- 1 都道府県公安委員会（都道府県警察）は、この自動車に係る放置駐車違反について、この自動車の使用者に放置違反金の納付を命じましたが、納付期限までに放置違反金が納付されなかったため、督促状を発しました。
- 2 このため、道路交通法第51条の7第1項の規定により、この自動車の継続検査又は構造等変更検査に際して、自動車検査証（車検証）の有効期間を更新するためには、当該放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を車検証の有効期間の更新手続きにあわせて、運輸支局等の窓口で提示していただく必要があります。
- 3 今回、車検証の有効期間を更新できなかったのは、運輸支局等の窓口でこれらの書面が提示されなかったためです。
- 4 今後、以下の（1）又は（2）のいずれかのとおりにして下さい。
 - （1）この自動車の使用者が未だ放置違反金等を納付していない場合
早急にこの自動車の使用者において都道府県が指定する金融機関の窓口で放置違反金等を納付し、当該窓口で交付される領収証書等を車検証の有効期間の更新手続きにあわせて、運輸支局等の窓口で提示してください。
放置違反金等の納付書をお持ちでない方は、各都道府県警察の指定する方法により、納付書の再発行を申請して下さい。
 - （2）この自動車の使用者が既に放置違反金等を納付している場合
納付の際に金融機関の窓口で交付された領収証書等又は都道府県警察から交付された納付・徴収済確認書があれば、これを車検証の有効期間の更新手続きにあわせて、運輸支局等の窓口で提示してください。
これらの書面がなければ、各都道府県警察の指定する方法により、納付・徴収済確認書の交付を申請して下さい。
- 5 詳しいことは、裏面の「車検拒否制度対応窓口」にお問い合わせください。

放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）

平成 年 月 日

県警察 殿

以下の自動車及びその使用者について、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

使用者氏名	
番号標の番号	
照会者氏名	印
照会者住所	
照会者連絡先電話番号	

放置違反金滞納情報回答書（本人・代理人用）

平成 年 月 日

以下の自動車及びその使用者については、上記年月日現在、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているので回答します。

使用者氏名	
番号標の番号	
違反番号	
照会者氏名	

本件担当

県警察

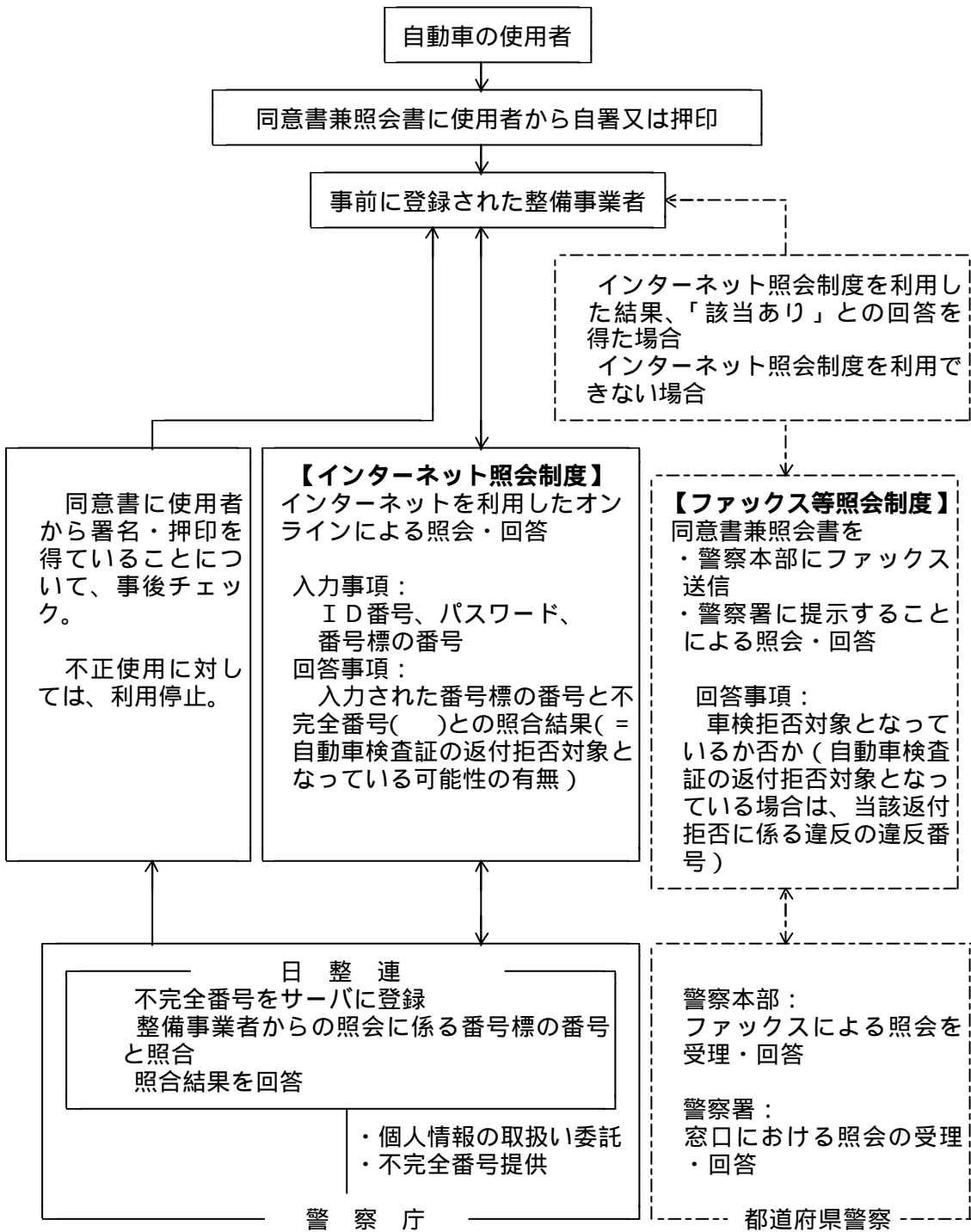
警察署

交通部 × × 課

担当者名

(連絡先 1 2 3 - 1 2 3 4 - 1 2 3 2 4)

放置違反金滞納情報照会制度の全体像



「不完全番号」とは、警察庁が国土交通省又は軽自動車検査協会に対して通知した自動車の番号標の番号について、その下一桁の数字を消去したデータ。したがって、不完全番号との照合の結果が、「該当なし」の場合は、当該照会に係る自動車が自動車検査証の返付拒否の対象となっていないことが判明するが、「該当あり」の場合は、当該照会に係る自動車が自動車検査証の返付拒否の対象となっている可能性があることがわかるにとどまるため、正確な情報を入手するためには、改めてファックス等照会制度を利用する必要がある。

車検を受ける皆様へ

平成18年 月から、都道府県公安委員会（警察）が放置駐車違反の車両の使用者に放置違反金の納付を命ずる制度がスタートし、この命令を受けたにもかかわらず、放置違反金を支払わないまま都道府県公安委員会から督促を受けた方は、これを納付しなければ、当該命令に係る自動車の次回の車検（継続検査又は構造等変更検査）を完了することができないこととなりました（道路交通法第51条の7第1項及び第2項）。

したがって、放置違反金を滞納されている方は、速やかにこれを納付し、その証明書を車検に際してご提示いただくようお願い申し上げます（納付いただけない場合は、法令の規定により、都道府県公安委員会が行う滞納処分の対象となります。）。

納付書をお持ちでない方は、再発行いたしますので、各都道府県警察本部交通部にお問い合わせ下さい。

また、車検業務を円滑に完了するため、自動車整備事業者が皆様及び皆様のお車に関する情報を警察に照会し、必要な確認を行う場合には、以下の同意書が必要となります。

皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

警 察 庁
国 土 交 通 省

同 意 書

平成 年 月 日

（自動車整備事業者名） 御中

この度、継続検査等の申請を貴社（店）に依頼するにあたり、貴社（店）が私及び私の自動車（番号標の番号： ）に係る放置違反金の滞納の有無に関する情報を（自動車整備振興会を通じて）警察に照会・確認することに同意します。

使用者のお名前（社名） _____ 印

放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）

平成 年 月 日

（都道府県警察名） 殿

上記の同意書に係る自動車について、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

認 証 番 号 : _____
 整備事業者名 : _____ 印
 電 話 : _____
 F A X : _____

放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）

平成 年 月 日

以下の自動車及びその使用者については、上記年月日現在、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているので回答します。

使用者氏名	
番号標の番号	
違反番号	
照会事業者名	

本件担当

県警察

警察署

交通部 × × 課

担当者名

(連絡先 1 2 3 - 1 2 3 4 - 1 2 3 2 4)

平成 年 月 日

納付・徴収済確認書

以下の放置違反金納付命令については、既に放置違反金等が納付され、又は徴収されていることが確認されました。

弁明通知書の番号（違反番号）	
納付命令に係る自動車の番号標の番号	
納付命令を受けた者の氏名	
申請者の氏名	

（本確認書は、道路交通法第51条の7第1項の規定により継続検査又は構造等変更検査に際して国土交通大臣等に提示される場合に限って有効です。）

県警察
警察署長 公印
県警察本部
××課長 公印

納付・徴収済確認書交付申請書

平成 年 月 日

県警察 殿

以下の放置違反金納付命令について、納付・徴収済確認書の交付を申請します。

弁明通知書の番号（違反番号）	
納付命令に係る自動車の番号標の番号	
納付命令を受けた者の氏名（フリガナ）	
申請者の氏名（フリガナ）	印
申請者の住所	
申請者の連絡先電話番号	

注：交付される納付・徴収済確認書は 県公安委員会がした放置違反金納付命令に係るものに限りません。他の都道府県公安委員会がした放置違反金納付命令に係る納付・徴収済確認書については、当該他の都道府県公安委員会に対して交付を申請して下さい。